



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

解約料条項・損害賠償条項と平均的な損害

適格消費者団体が中古自動車販売事業者に対し、買主による解除の場合の解約料および損害賠償額について定める条項が消費者契約法9条1号により無効であるとして、条項の使用差止め等を求めた事案の控訴審において、控訴を棄却し、適格消費者団体の請求を棄却した原審の判断を維持した事例。(福岡高等裁判所 令和元年12月5日判決、ウエストロー・ジャパン掲載)

原告(控訴人): 適格消費者団体(X)

被告(被控訴人): 自動車販売事業者(Y)



事案の概要

本件は、適格消費者団体であるXが、自動車販売事業者であるYに対し、Yが不特定かつ多数の消費者との間で自動車販売契約を締結するに際して使用している書面には消費者契約法9条1号の規定に該当する次の①および②の各条項(以下、差止請求条項)が含まれているとして、同法12条3項の規定に基づき、差止請求条項を内容とする意思表示の停止および差止請求条項が記載された用紙の廃棄ならびにこれらを従業員に指示する措置を採ることを求めた事案である。

(差止請求条項)※原文のまま

①**本件解約料条項** 契約後のキャンセルは原則できません。購入者の一方的なキャンセルにつきましては、キャンセル料(契約額の30%)の支払を申し受けます。

②**本件損害賠償条項** 契約が解除されたときは、乙(注文者)は甲(販売店)に対し直ちに自動車代金等に相当する額の損害賠償金^{およ}及びこれに対する(ただし書の場合は、各号の金額を控除した額に対する)商事法定利率による遅延損害金を支払います。ただし、下記各号に該当する場合、甲はその金額を前記損害賠償金の支払に充当するものとします。
(1) 乙が甲に頭金及び残代金の一部を既に支払っているときはその合計額。

(2) 自動車が返還された場合(甲が乙に自動車を提

供したが、乙が第2条に違反したため自動車の引渡しができなかったときを含む。)は財団法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合はその額。ただし、乙が任意に自動車を返還しないため、甲が仮処分その他自己の費用をもって自動車を回収した場合、甲が自動車の評価額から回収費用を差し引くことができるものとします。

原判決(熊本地方裁判所令和元年5月8日判決、ウエストロー・ジャパン)が、差止請求条項は消費者契約法9条1号に規定する契約の条項に該当するとはいえないとして、Xの請求をいずれも棄却し、Xがこれを不服として控訴した。



理由

1 平均的な損害の意義について

本件解約料条項前段は、買主の任意解除を原則として否定しているところ、売買契約には請負契約(民法641条)や委任契約(民法651条)と異なって当事者双方はその一方に任意解除を認める特別な規定はないから、民法の一般原則を注意的に記載したに過ぎない。他方、本件解約料条項後段は、買主が損害金支払義務を負うことを前提として買主の任意解除を認めるとともに、その場合の損害賠償の額を契約額の30%



に予定するものと解される。そして、売主であるYは、中古自動車の引渡し前であっても、任意解除によって中古自動車の原価に上乗せした利益を失うのであるから、この利益の逸失は民法416条の「通常生ずべき損害」というべきである。

Xは、消費者契約法9条1号は、従来、割賦販売法や特定商取引法において採られていたすべての消費者契約に妥当する損害賠償等の額の制限の法理を一般化したものであって、民法416条の特別規定として、少なくとも契約履行前の解除に関する限り、同号にいう「平均的な損害」は、逸失利益を含むものではないと主張する。

しかし、割賦販売法や特定商取引法は、消費者契約のうちの訪問販売等といった事業者による強引な勧誘や消費者に誤解が生じやすい勧誘が行われやすい特定の類型について、契約の履行前における逸失利益の損害賠償を否定するものであって、これを一般化するのであれば、消費者契約法9条1号においても割賦販売法や特定商取引法と同様の規定がされたはずであると考えられる。ところが、同号は、「損害」という文言を使用しているのみであり、これは民法416条を前提としつつ、「解除の時期」などを考慮して逸失利益の損害の回避可能性がある場合にはその賠償請求を否定する、あるいは減じるとの趣旨であると解するのが相当であって、契約の履行前であればおよそ逸失利益の賠償請求を否定する趣旨であると解することはできない。

2 本件解約料条項について

Xは、中古車販売のキャンセルの場合に売主に生じる損害については、業界標準約款の規律する車庫証明申請の実費等をもって「平均的な損害」とすべきであると主張する。

しかし、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」とは、当該事業者の一定の種類の消費者契約において生じた損害の額について合理的に算出された平均値であって、当該業種における業界の水準と必ずしも一致するものではない。Xの主張によっても、事業者が業界標準約款の適用

を前提とした中古自動車の売買代金を定めていることが必要であるところ、Yにおいてそのような売買代金により取引をしていることを認めるに足りる的確な証拠はない。

3 本件損害賠償条項について

Xは、本件損害賠償条項が、解除された時期のいかんを問わず、車両の市場価格ではなく「財団法人日本自動車査定協会による査定評価額」（以下、協会評価額）を控除した額を買主に負担させるものとしている点を捉えて、同条項により算出された損害額が「平均的な損害」の額を超えると主張する。

しかし、売買契約がその成立後、自動車の引渡し前に解除された場合には、引渡し後に解除された場合よりも協会評価額が高くなるはずであって、Xの主張する市場価格が協会評価額よりも常に高額であるとは限らない。Xは、協会評価額の内容に関する立証を何らしめないから、本件損害賠償条項によって算定される損害賠償の額が「平均的な損害」の額を超えるかも明らかではないといわざるを得ない。

以上のとおり、Xの当審における主張はいずれも採用できない。

解説

1 平均的な損害の意義

消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害をいう。係争対象となっている当該消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき損害ではなく、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害である。具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生ずる損害の額の平均値を意味するものである。事業者には多数の事案について実際に生ずる平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の損害の賠



償の請求を認める必要はないとする趣旨である。

2 平均的な損害と逸失利益

「平均的な損害」に逸失利益が含まれるかどうかについては考え方が分かれている。これを否定する学説は、契約の履行前の段階においては解除に伴う損害賠償請求は「契約の締結及び履行のために通常要する費用」、すなわち、仮に事業者が当該契約を締結していなかったとすれば通常支出することはなかったであろう費用に制限されるという法理を、すべての消費者契約に一般化したものとして、「平均的な損害」を理解する。

これは、契約が履行される前の段階で解除される場合に求められる損害賠償は、当該契約が締結されなかったのと同様の状態に置くという原状回復賠償に限られるという考え方に基づく。ただし例外として、契約の目的に代替性がない取引であるため、当該契約の締結により他と契約する機会を失ったことによる営業上の逸失利益が生じる場合(ホテルやレストランにおけるパーティーの予約、結婚式場における結婚披露宴の予約等は、同じ場所で、同日の同時間帯に2つのパーティーや結婚披露宴を実施できないから、その典型例に当たる)には、原状回復を考える際に、このような機会の喪失による逸失利益を考えることができることから、逸失利益を「平均的な損害」に含めることができるとする。

Xは、この否定説の立場に立って、少なくとも契約履行前の解除に関する限り、同号にいう「平均的な損害」は、履行利益を含むものではないと主張する。

しかし、否定説によると、履行前の解除においては、消費者からの一方的な解除であっても、契約から得られるはずの利益(履行利益)を、(他の消費者との契約締結の機会を失う場合を除き)事業者から消費者契約全般にわたって奪うことになる。このような解釈を採用すべき状況が、特定商取引法や割賦販売法が定める場合を超えて、消費者契約一般に存在するとは考えに

くい。逸失利益を損害賠償の範囲に含めるのが民法上の原則であり、逸失利益の請求が不当とされる場合については、民法の一般原則を修正する旨が特別法等によって明文で規定されているが、消費者契約法9条1号はそのような定めになっていない。また、9条1号は、特定商取引法や割賦販売法の規定と異なり、事業者が契約の目的を履行した後の解除に伴う損害と、事業者が契約の目的を履行する前の解除に伴う損害を何ら区別していない。

これらの点を考慮し、9条1号が、同一の事業者が同種の契約を多数締結することを前提としていることからすると、平均的な損害に逸失利益が含まれるという肯定説の立場に立ったうえで、ある消費者の契約解除により生じた損害を他の消費者との契約により^{てんぽ}填補できる場合には、その填補できる分を「平均的な損害」に含めず、かつ、事業者にそのための措置を義務づけるという方向から「平均的な損害」を解釈することが適切である。多くの裁判例も「平均的な損害」の額の算定に際して履行利益を含めるが、その一方で、損害回避可能性を考慮しており、この方向にある(「平均的な損害」に逸失利益が含まれるとするものとして、**参考判例①②③④**など、含まれないとする判決として、**参考判例⑤⑥**などがある)。

3 本件解約料条項について

Xは、中古自動車のキャンセルの場合に売主に生じる損害については、業界標準約款の規律する車庫証明申請の実費等をもって「平均的な損害」とすべきであると主張する。しかし、「平均的な損害」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、当該業種における業界の水準を指すものではない。この平均値を表すものとして、事業者が業界標準約款を定めているような場合であれば、それによることが考えられるが、Xはそのような主張をしていない。平均的

な損害を超えることの立証責任は、消費者が負うとするのが最高裁の判決であり(参考判例①)、その当否には疑問もあるが、現行の9条1号を踏まえた判断としては、やむを得ない面がある。

とはいえ、参考判例①も、「上記平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである」として、事実上の推定による立証責任の緩和に言及しており、消費者保護の観点から、立証責任の転換ないし緩和を図ることが要請される。

4 本件損害賠償条項について

Xは、本件損害賠償条項が、契約が解除されたときは、解除の時期のいかんを問わず、自動車代金等に相当する額から協会評価額を控除した額を買主に負担させるものとしている点を捉えて、同条項により算出された損害額が「平均的な損害」の額を超えていると主張している。しかし、Xは、協会評価額の内容に関する立証を何らしていないから、本件損害賠償条項によって算定される損害賠償の額が「平均的な損害」の額を超えるかも明らかでない。この点の事情は、前記3の場合と同様であり、ここでも、現行の9条1号を踏まえた判断としては、やむを得ない面がある。

5 本件契約の特色を考慮すべきか

なお、原審において、Xは、仮に「平均的な損害」に履行利益が含まれる場合があるとしても、当該消費者契約の目的が他の契約において代替ないし転用される可能性のない場合に限り、再販可能性が認められる場合には、「平均的な損害」に履行利益が含まれないと主張し、これに対して、Yは、Yには顧客のオーダーによってカスタマイズに関する整備を行ったPという車種を専門的に販売しているという特色があり、「平均的な損害」を検討するに当たっては、

他者への再販可能性が考えにくい点を考慮しなければならないと主張している。

これは、「平均的な損害」に逸失利益が含まれるかどうかにつき、Yが顧客のオーダーによってカスタマイズに関する整備を行った車種を専門的に販売しているという特色を考慮するかどうかの問題であるが、原判決は、「事業者が、消費者契約を消費者の債務不履行によって解除した場合に、当該契約の目的を他の契約に代替ないし転用できるか否かによって、民法416条の『通常生ずべき損害』に逸失利益が含まれるか否かに差異が生じるものではないから、(消費者契約)法9条(1号)の『平均的な損害』についても、消費者契約の目的を他の契約に代替ないし転用できるか否かによって逸失利益が含まれるか否かに差異が生じるとは解し難い」と判示し、本判決も、この問題には触れずに、「平均的な損害」に逸失利益が含まれるかどうかにつき、より一般的な判断をしている。

参考判例

- ①最高裁判所平成18年11月27日判決(『民集』60巻9号3437ページ)
- ②東京地方裁判所平成14年3月25日判決(『判例タイムズ』1117号289ページ、飲食店を営む原告Xが、30名から40名でパーティーを実施すると予約を解約した被告消費者Yに対し、予約の際承諾した解約時の営業保証料の支払を請求した事案において、9条1号にいう「平均的な損害」とは、「当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当である」とした)
- ③東京地方裁判所平成23年11月17日判決(『判例時報』2150号49ページ)
- ④大阪高等裁判所平成25年3月29日判決(『判例時報』2219号64ページ)(最高裁は平成26年12月11日付で消費者側からの上告不受理を決定)
- ⑤横浜地方裁判所平成21年7月10日判決(『判例時報』2074号97ページ)
- ⑥大阪高等裁判所平成25年1月25日判決(『判例時報』2187号30ページ)